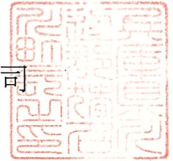


猪都第320号
令和4年9月2日

一般社団法人 京都府建設業協会 会長 様

猪名川町長 岡本 信司



土砂搬入禁止区域の再指定について（通知）

平素より、本町の都市政策行政各般にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件について、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例第31条第1項の規定に基づき、下記の通り土砂搬入禁止区域を再指定しましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関等への周知につきましてご協力をお願いいたします。

記

1. 指定の告示日

令和4年9月2日

2. 指定の期間

令和4年9月5日から令和5年3月4日まで

3. 指定の理由

公示（平成30年猪名川町告示第13号）により指定した区域において、いまだ指定の事由が解消されていないと認めるため。

4. 添付書類

- (1) 猪名川町告示
- (2) 周知のチラシ

【問合せ先】

兵庫県猪名川町 まちづくり部 都市政策課

担当：塚原、平井

TEL：072-766-8704

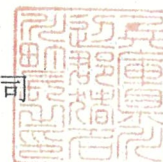


猪名川町告示第110号

猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例（平成29年条例第16号）第31条第1項の規定により、次のとおり土砂搬入禁止区域を指定する。

令和4年9月2日

猪名川町長 岡本 信司



1. 土砂搬入禁止区域の位置及び区域
猪名川町清水字東畑及び字前谷の区域のうち別図に示す部分
2. 土砂搬入禁止区域の面積
4.6ヘクタール
3. 土砂搬入禁止区域の指定の期間
令和4年9月5日から令和5年3月4日まで
4. 土砂搬入禁止区域の指定の理由
1の区域において、いまだ公示（平成30年猪名川町告示第13号）による指定の事由が無くなっていないと認められるため

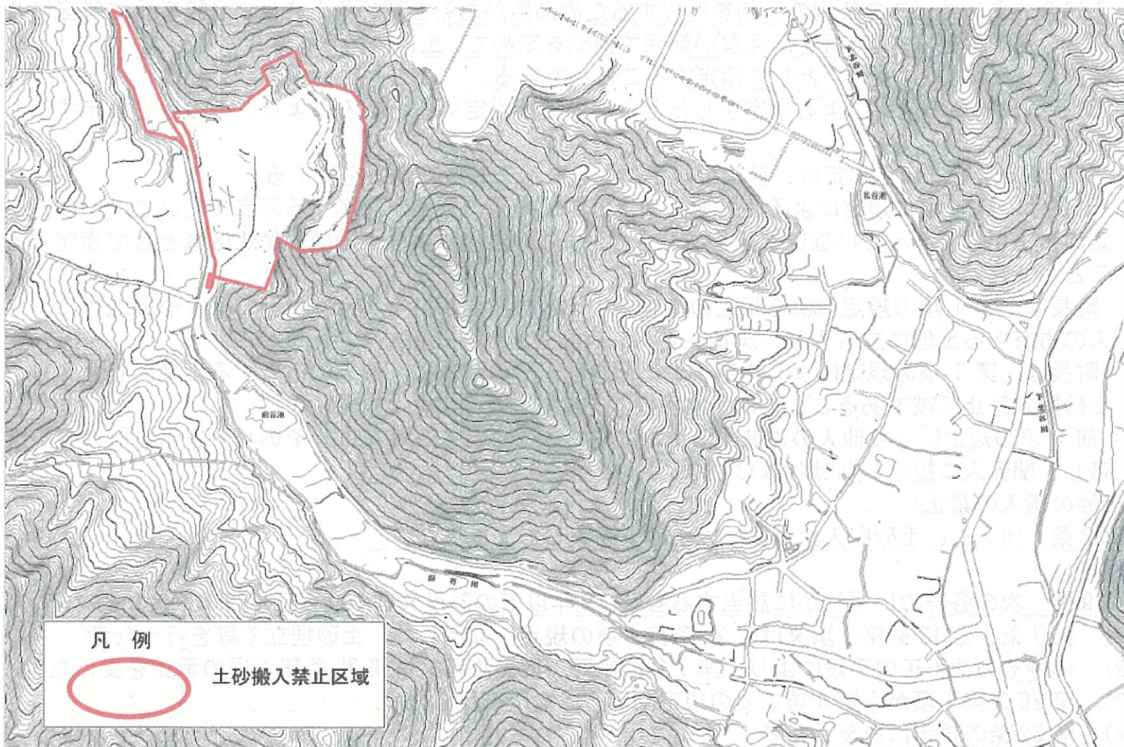
土砂搬出事業者
土砂運搬事業者 の皆様

土砂搬入禁止区域の指定について

下記の区域を、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例（平成 29 年猪名川町条例第 16 号）第 31 条第 1 項の規定により、**土砂搬入禁止区域**に指定しました。

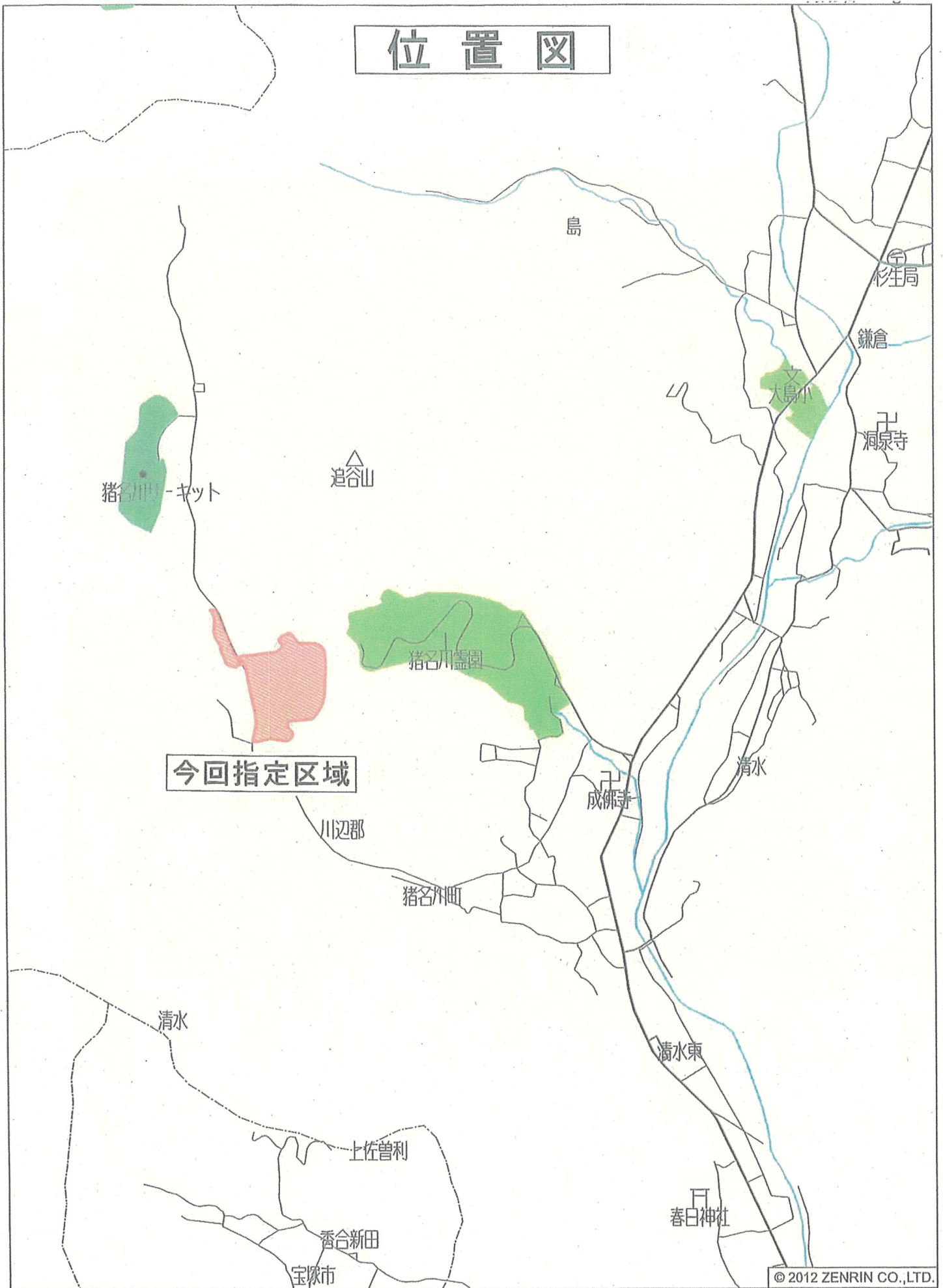
指定区域内に土砂を搬入した者は、同条例第 39 条により 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する場合があります。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科する場合があります。



問合せ先
猪名川町 まちづくり部 都市政策課
TEL：072-766-8704

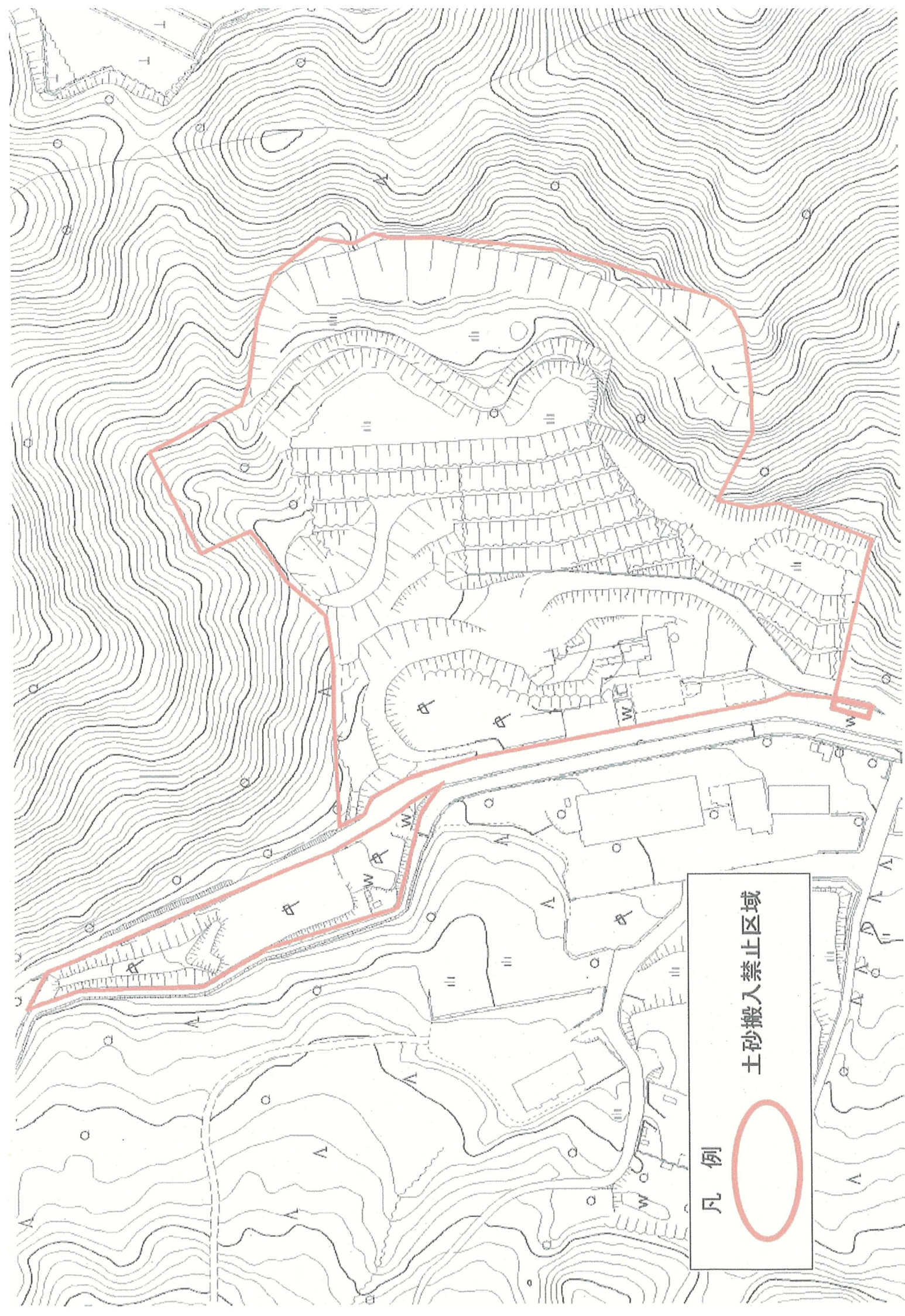
位置図



今回指定区域

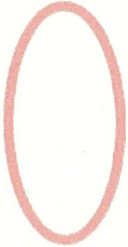
猪名川町清水付近

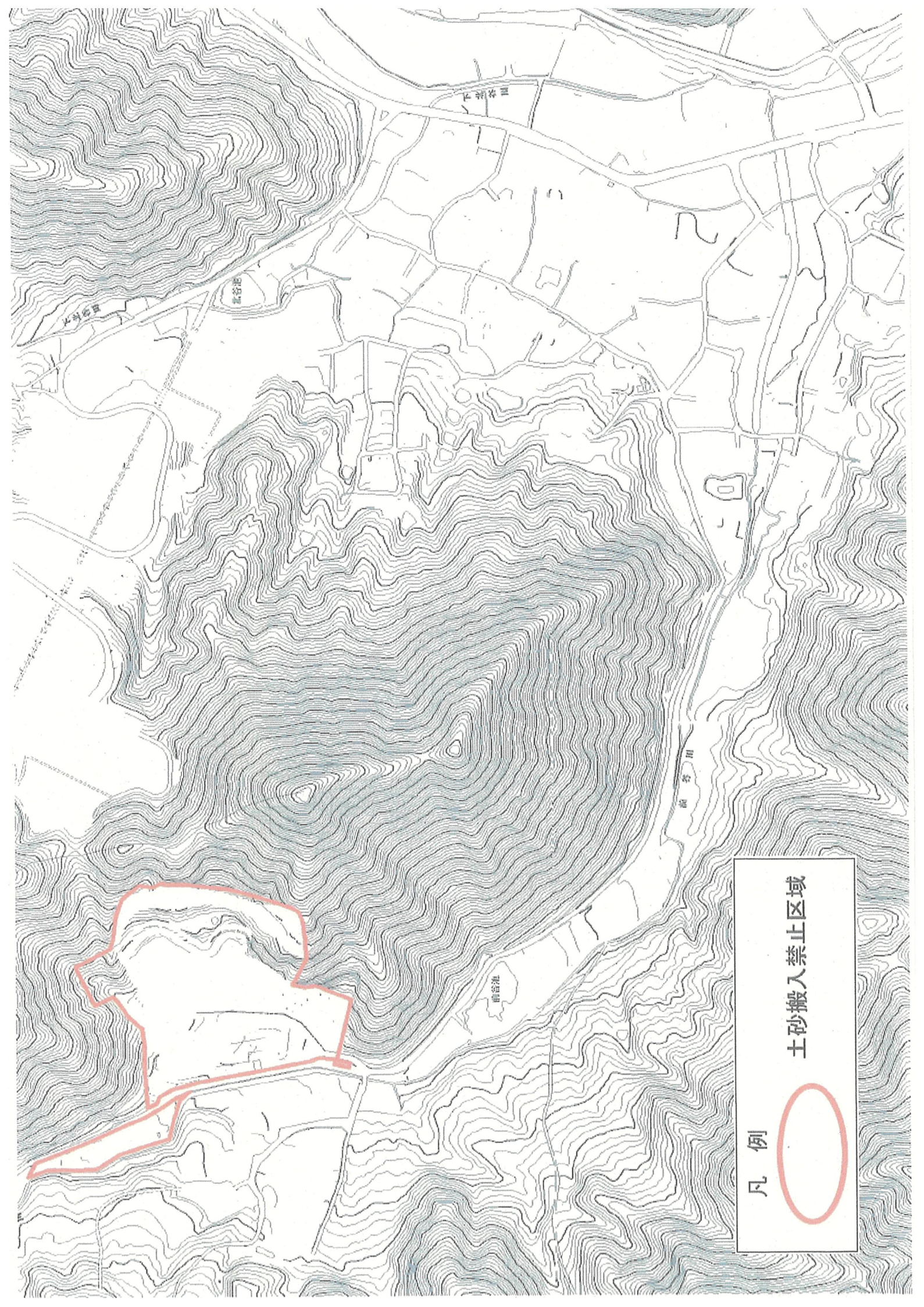
© 2012 ZENRIN CO.,LTD.



凡例

土砂搬入禁止区域





凡例

土砂搬入禁止区域

